

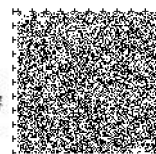
第4期 久留米市食料・農業・農村基本計画

(令和8年度～令和12年度)

「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」



音声コード
Uni-Voice
専用のアプリで
読み取ると内容
を音声で聞くこ
とができます。



もくじ

1 計画策定にあたって

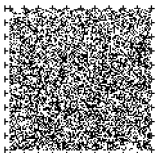
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の位置づけ	2
(3)SDGs との関連性	3

2 第4期基本計画

(1)第3期計画の取組み状況	4
(2)第4期計画策定の考え方	4
(3)第4期計画の概要	6
(4)施策	
基本施策Ⅰ（生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進）	8
基本施策Ⅱ（担い手の育成・確保と多様な人材の活用）	10
基本施策Ⅲ（持続可能な生産基盤の維持・確保）	12
共通施策（食料・農業・農村の理解促進）	14

3 計画の推進体制

(1)農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割	16
(2)計画の進行管理	17



計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

【国・県の動向】

国は、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定した後、世界及び我が国の食料をめぐる情勢の大きな変化を受け、令和6年6月に法改正を行いました。

その後、改正基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向け、「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月に策定しました。

また、気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めたみどりの食料システム法を令和4年5月に制定しています。

福岡県では、平成26年12月に、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定し、平成29年3月には「福岡県農林水産振興基本計画」を策定しました。令和4年3月には、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり」を目標とした現計画を策定しています。なお、令和6年3月には条例を改正し、主要な施策として品質や商標等の知的財産の保護・活用等による農林水産物のブランド化等を追加しました。

【本市の動向】

1) 条例の制定

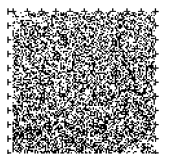
本市では、平成16年3月に西日本の市町村で初めてとなる農業に関する条例として「久留米市食料・農業・農村基本条例」を制定しました。

条例では、食料、農業、農村の各分野の基本理念を掲げ、基本理念を達成するために、市、農業者・農業団体の責務、市民、事業者の役割や、11項目の基本的施策を示しています。その基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画を策定することとしています。

2) 計画の策定

農業者・農業団体、消費者、事業者、学識経験者等から構成する「久留米市食料・農業・農村政策審議会」からの意見と、市議会やパブリックコメントによる市民の意見を反映させて、平成18年10月に久留米市食料・農業・農村基本計画（平成18年度～平成26年度）を策定しました。

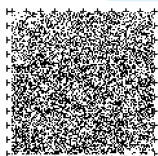
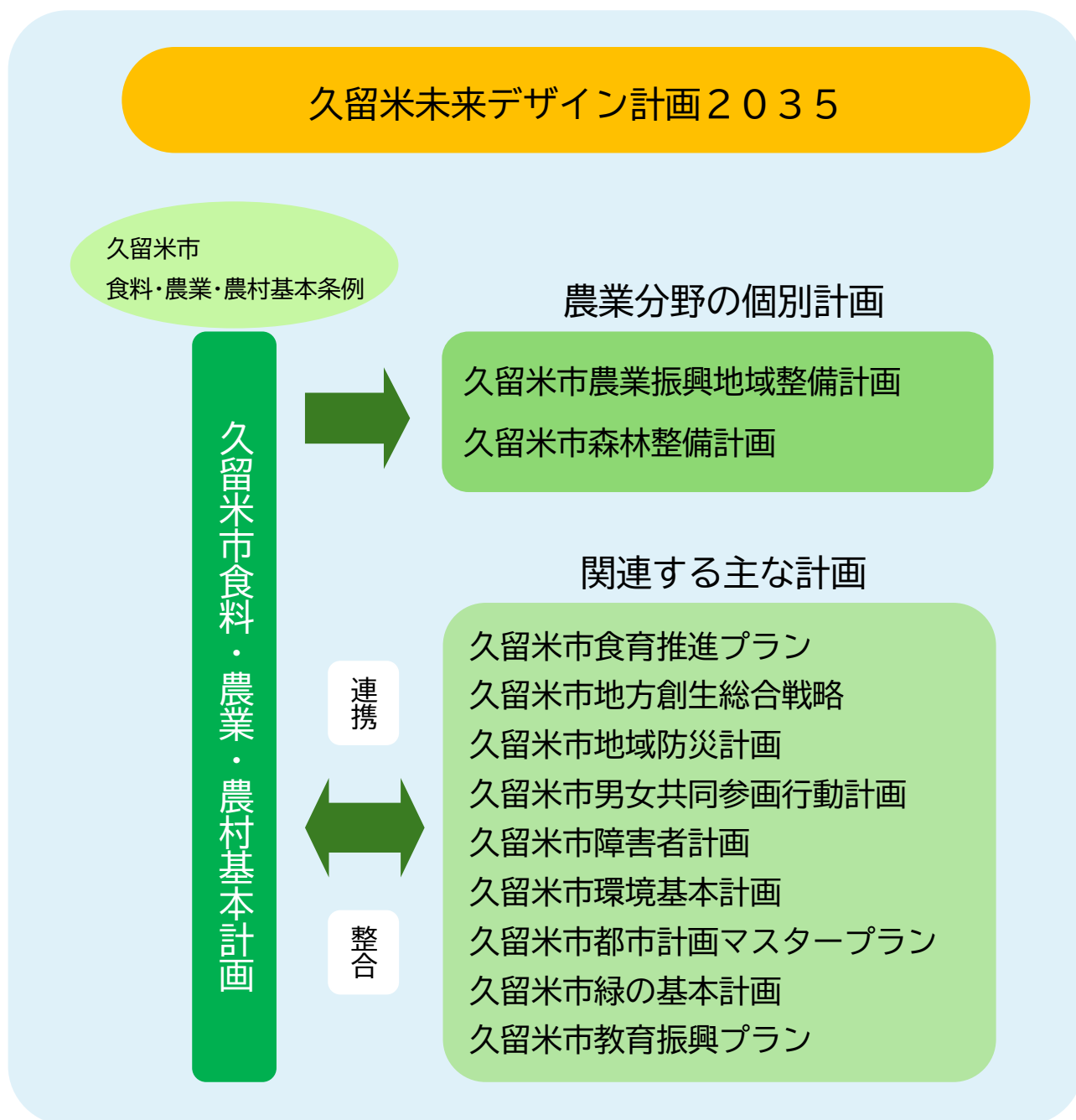
現在の第3期計画では、「魅力ある農業都市・久留米の発展」を全体目標に掲げ、5つの基本施策に基づき、各事業に取り組んでいます。



(2) 計画の位置づけ

計画は、久留米市食料・農業・農村基本条例に規定する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために、食料、農業、農村の振興に関する基本的な計画を定めた本市農政のマスタープランです。

また、「久留米未来デザイン計画2035」を上位計画とし、農業分野の個別計画に対して基本計画を上位計画に位置づけるとともに、関連する計画との連携・整合性を図ることとしています。



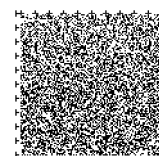
(3) SDGs との関連性

SDGs は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という理念の下、令和 1 2 (2030) 年を達成年限とするすべての国が取り組むべき「持続可能な開発目標」であり、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する 17 のゴール (目標) が掲げられています。

農林水産業は、自然環境を基盤として食料生産を行うものであり、環境と調和した持続可能な農業の展開は重要なテーマです。

本計画における施策を着実に実施することで、持続可能な地域づくりにつなげ、SDGs の実現に貢献していくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 第3期計画の取組み状況

第3期計画では、全体目標である「魅力ある農業都市・久留米の発展」を目指し、県や農業団体等と連携を図り、5つの基本施策に基づく各事業を推進してきました。

全体目標に対する状況は、認定農業者*1の法人の割合が14.7%と増加傾向であることや、農業都市久留米の認知度が64.1%と目標に近づくなど成果が出てきているものがあります。一方で、農業産出額や基幹的な担い手である認定農業者数、農業都市久留米の愛着度は計画当初から下がっている状況です。

なお、計画期間中は、農業従事者の減少やコロナ禍、度重なる災害等、厳しい状況が続く中においても、5年間で105名の新規就農者の確保や認定農業者等の経営規模拡大、高収益品目への転換などを図り、農業産出額は県内第1位を維持するとともに、近年、回復傾向となっています。

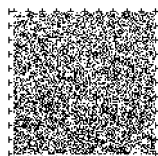
しかしながら、農業従事者の減少はますます加速しており、これまでの取組みに加えて、新たな取組みが必要です。

第3期基本計画 全体目標指標の推移

目標項目	単位	現状値 (H30)	R2	R3	R4	R5	R6	目標値 (R7)
農業産出額	億円	325 (H29)	292 (R1)	286 (R2)	290 (R3)	300 (R4)	310 (R5)	329 (R6)
認定農業者数	経営体	868	841	847	836	835	842	900
認定農業者における法人の割合	%	11.6	13.2	14.2	14.0	14.4	14.7	18.6
農業都市久留米の認知度	%	61 (R1)	—	34.2	36.3	61.4	64.1	70
農業都市久留米の愛着度	%	52.1 (R1)	—	53.7	41.6	45.1	45.8	60

(2) 第4期計画策定の考え方

本市の農業を取り巻く環境は、超高齢社会・人口減少社会による農業従事者の減少、頻発する自然災害、国際情勢の不安定化による資材価格の高騰など、さらに厳しい状況が続くことが想定されます。特に、農業従事者はこれまでの10年間で約4割減少し、65歳以上が約半数を占めており、農業従事者の減少と高齢化の更なる進行が見込まれます。また、日本人の主食である米の価格は大きく上昇しており、今後の米生産の方針について国の動向を注視していく必要があります。



そのような中においても、将来にわたって本市の農業が持続的に発展していくために、農業を取り巻く環境の変化に対応するスマート農業*2 機械などの新たな技術を活用した生産性の向上や省力化をさらに推進していきます。

また、多様な担い手の方々とともに、本市の美しい田園風景や農村地域、農業・農村の多面的機能*3 を守り、次世代に引き継いでいくため、地域、関係機関を含めた様々な人々の理解促進を図っていきます。

なお、本計画は、条例の基本理念を踏まえて、市民、農業者及び農業団体、行政すべてが参加する計画とします。

「市民みんなで参加する久留米の食と農」

これは、条例の考え方を表現した言葉であり、第4期計画においても、市民の理解を深めながら、この考え方を基本として計画を推進していきます。

(条例の前文から抜粋)

市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら魅力ある農業を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

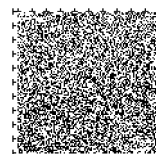
【基本理念】

- 食料** ○安全で安心できる農産物の安定的な生産と供給
○食料に対する市民の信頼確保
○地域で生産される農産物の地域内での流通と消費
○食の重要性への理解促進、地域特有の食文化の継承
- 農業** ○農地や農業用水等の農業資源と担い手の確保
○自然環境と調和した農業の持続的な発展
- 農村** ○食料生産だけでなく多面的な機能を有する自然と人間との共生の場として整備、保全

*1:認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営を営む者が作成した「農業経営改善計画」を市が認定（広域の場合は国・県が認定）した農業者。認定を受けると各種支援が受けられる。

*2:スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や高品質生産等を可能とする農業。

*3:多面的機能：農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」「水源の涵養」「良好な景観の形成」「文化の伝承」「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。



(3) 第4期計画の概要

1) 全体目標 「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」

本市は、農業産出額が県内第1位であるとともに、約30万人の市民（消費者）が居住する「農業都市」です。

第4期計画では、第3期計画から引き続き、その特徴を活かして農業・農村の持つ様々な魅力を引き出すとともに、魅力ある農業都市として環境との調和を図りながら持続的に発展していくことを目標とします。

2) 施策体系

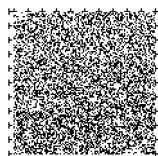
- ①農業の持続的発展の要となる「生産性・収益性」「担い手」「生産基盤」の3つの基本施策を設定し、全てに共通する項目として、「食料・農業・農村の理解促進」を掲げます。特に、農業従事者の減少や高齢化が加速するなか、新たな技術を活用した生産性の向上や農業技術の継承などに重点的に取り組みます。
- ②基本施策における具体的な事業は、毎年度の事業計画として推進します。

3) 体系図

基本施策	主要施策
基本施策Ⅰ 生産性・収益性の向上と 高付加価値化の促進	1 農畜産物の振興
	2 効率的な生産体制の確立
	3 安全で安定的な農畜産物の提供
	4 農業経営の多角化の促進
基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と 多様な人材の活用	1 基幹的な担い手の経営力強化
	2 将来の担い手の育成と確保
	3 多様な担い手と人材の確保
基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保	1 生産基盤の整備と防災・減災対策の推進
	2 農地の有効利用の促進
	3 環境と調和した農業の推進
共通施策 食料・農業・農村の理解促進	1 「農業都市・久留米」の魅力発信による ブランド力向上
	2 地産地消を通じた魅力発信
	3 食料・農業・農村に関する理解促進

4) 計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間）

上位計画である「久留米未来デザイン計画2035（前期基本計画）」との整合を図り、計画期間は5年間とします。

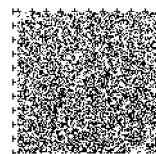


5) 指標

- ①目標指標は、全体目標である「魅力ある農業都市・久留米の持続的発展」に向けて計画全体の成果を測る全体目標指標を設定します。
- ②また、全体目標の達成に向け、4つの施策ごとに活動指標や成果指標を設定します。

指標項目		単位	第3期計画		第4期計画	
			基準値 (H30年度)	目標値 (R7年度)	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
全体目標	農業産出額 国公表の市町村別農業産出額	億円	325 (H29年)	329 (R6年)	310 (R5年)	358 (R11年)
	担い手への農地集積率※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農、 基本構想水準到達者への農地集積率	%	54	60	80.8(R6)	81
	農業都市・久留米の愛着度※ くるモニアンケートにおいて「愛着を感じる」 「どちらかといえば感じる」の割合の合計	%	52.1(R1)	60	89.7	90
基本施策Ⅰ 生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進						
	米の高温耐性品種の作付面積	ha	—	—	867(R6)	1,680
	米のスマート農業技術活用割合	%	—	—	27	33
	GAPの認証取得数※	—	6団体	12団体 (累計)	6件	11件 (累計)
	6次産業化の支援件数※	件	6	40(累計)	21	25
基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用						
	認定農業者の法人化率	%	11.6	18.6	14.7(R6)	16.5
	認定農業者における女性の割合	%	6.5	10.0	7.3(R6)	10.0
	認定新規就農者の認定農業者への移行数	件	—	—	49(R6)	76(累計)
基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保						
	農業水利施設等整備の達成率	%	—	—	—	100
	遊休農地の面積	ha	104	95	91.2	89.5
	農業・農村の多面的機能の維持に取り組む 活動農地面積の割合	%	70	75	70.3(R6)	75.0
	有機JAS認証面積	ha	—	—	9.65	10.9
	有害鳥獣による農産物被害額	千円	36,755	33,080	41,807	36,807
共通施策 食料・農業・農村の理解促進						
	農業都市・久留米の認知度※	%	61	70	62	70
	久留米産農産物を食べるよう意識している市民の割合	%	52.7(R1)	65	51.7	65
	学童農園参加割合	%	—	—	86.4(R6)	100
	農業・農村の持つ多面的機能の認知度	%	42.2	65	57.4	65

※ 第4期計画において算出方法等の見直しあり



(4) 施策

基本施策Ⅰ 生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進

高い生産力で高品質な農産物の生産を維持するため、スマート農業などの生産施設や機械等の導入支援により、少ない労働力で収益性の高い農業を目指し、競争力のあ
る産地を育成します。

また、所得向上を目指して、6次産業化*4や農商工連携など農業経営の多角化に挑
戦する農業者を支援します。

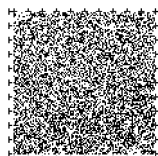
1 農畜産物の振興

主要施策
① 「米麦大豆」 米生産農家の経営安定を図るため、米の生産性向上の取組みや高温耐性品種への転換を 推進します。耕畜連携にも積極的に取り組み、米麦大豆の安定的な生産体制を維持します。
② 「野菜」 全国有数の野菜産地として、競争力の維持・向上や高品質で安定した生産を可能とする 施設園芸*5、栽培管理の高度化による効率的かつ持続可能な露地栽培の生産を支援します。
③ 「果樹」 競争力の維持・向上を図るため、農業団体や農業者が行う安定した栽培技術の確立や品 質向上に向けた取組みを促進します。また、生産部会や関係機関との情報共有化による優 良園地の継承を促進します。
④ 「緑花木」 市内の植木・花卉市場や「くるめ緑花センター」などと連携し、多様化する消費者ニー ズの的確な把握に努めます。また、緑花木関係団体による消費者ニーズに対応した商品の 販売力強化、生産技術向上等への取組みを支援します。
⑤ 「畜産」 県内1位の飼養頭羽数を誇る乳用牛のほか、博多和牛、はかた地どりなどの生産拡大を 支援するとともに、乳質や乳量及び肉質などの向上に向けた取組みを支援します。 また、稲発酵粗飼料（WCS）などの自給飼料の拡大により生産コストの低減を図ります。
⑥ 「水産」 筑後川水系にて行われる「内水面漁業*6」の振興の取組みを支援します。また、水産資 源の確保や、エツなどの地域特有の食文化の継承のための取組みを支援します。

*4: 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の総合的かつ一体的な推
進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

*5:施設園芸：ビニールハウスやガラス温室などの施設を利用して野菜や果樹、花き等を栽培する経営。1年を通して栽培でき
るなどの特長がある。

*6:内水面漁業：河川、湖沼などの内水面で行われる漁業及び養殖業。



2 効率的な生産体制の確立

主要施策
①収益が高く活力ある園芸産地の育成・拡大を図るため、国・県の事業等を活用し、先進技術の導入や耐候性ハウスの導入、省力機械の整備等への取組みを支援します。
②スマート農業の導入を促進します。また、スマート農業に適した生産方式への転換など、環境の整備を図ります。

3 安全で安定的な農畜産物の提供

主要施策
①信頼性の高い農産物の生産や供給を確保するため、食品安全や環境保全等を考慮した GAP*7 の取組みや導入を促進します。
②農作業事故防止のため、農作業安全の意識啓発活動に取り組みます。また、災害発生時のセーフティーネットとなる農業共済や収入保険制度への加入を促進します。
③卸売市場施設の機能を維持し、長寿命化を図るために、計画的な施設改修や修繕を行い、安定的な農産物の出荷の場を提供します。

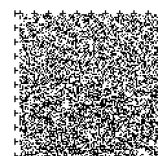
4 農業経営の多角化の促進

主要施策
①農家所得の向上を図るため、農産物の高付加価値化や農産物加工品の新商品の開発・改良などの6次産業化の取組みや、農家レストラン、農家民泊などの経営の多角化を支援します。
②輸出やインターネット販売など、新たな販売方法や販路拡大に取り組む農業者を支援します。

<基本施策 I 指標と目標値>

基本施策 I 生産性・収益性の向上と高付加価値化の促進	単位	基準値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
米の高温耐性品種の作付面積 福岡県水稻品種別作付誘導計画における高温耐性品種の作付面積	ha	867(R6)	1,680
米のスマート農業技術活用割合 (スマート農業機器を導入した農家の水稻作付面積) / (本市の水稻作付面積)	%	27	33
GAP の認証取得数 国際水準 GAP の認証取得件数(累計)	件	6	11
6 次産業化の支援件数 6 次産業化に関する補助件数及び相談件数の合計	件	21	25

*7:GAP(農業生産工程管理) : Good Agricultural Practices の略。農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む GAP を国際水準 GAP という。



基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用

農業者や就農希望者が夢を持って営農できるように、県や農業団体等と連携して、基幹的担い手である認定農業者や将来を担う青年就農者の育成・確保を図るとともに、女性農業者の経営参画を促進します。

また、農業生産力の維持・拡大のため、小規模農家や外国人材、農福連携など多様な担い手と人材の確保に向けた取組みを推進します。

1 基幹的な担い手の経営力強化

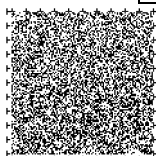
主要施策
①基幹的な担い手である認定農業者等が、より効率的かつ安定的に営農できるよう、経営力強化を促進します。
②水田農業の中心的な担い手である集落営農 ^{*8} 組織の支援及び効率的な経営を目指す農業経営体の法人化等の支援を行います。
③認定農業者の共同申請を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため家族内の役割を明確にした家族経営協定 ^{*9} を推進します。さらに、女性農村アドバイザーの活用を推進するとともに、女性農業者の農業政策等の意思決定への参画を促進します。

2 将来の担い手の育成と確保

主要施策
①就農前の知識や技術の習得支援をはじめ、就農に向けた個別相談、就農後の経営力向上までの継続した支援に取り組み、担い手として早期の営農定着を目指します。
②農業法人 ^{*10} への就職や、雇用就農 ^{*11} からの独立自営就農など多様な形態での就農を支援します。
③農業の魅力や面白さ、やりがいなど、職業としての農業の魅力発信に取り組むとともに、移住・定住事業等と連携した本市農業のPRを通じて将来の担い手確保に努めます。

3 多様な担い手と人材の確保

主要施策
①地域農業を支える小規模農家などの多様な担い手が営農継続できるよう支援します。
②外国人雇用の現状や課題等を把握するとともに、受入農家を対象とした研修会の開催や情報の提供、相談窓口の設置など、県・市・農業団体一体となって取り組みます。
③新たな働き手の確保につながる取組みとして、農福連携 ^{*12} 等を推進するとともに、働きやすい環境整備を促進します。



<基本施策Ⅱ 指標と目標値>

基本施策Ⅱ 担い手の育成・確保と多様な人材の活用	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
認定農業者の法人化率 (認定農業者における法人数) / (認定農業者数)	%	14.7(R6)	16.5
認定農業者における女性の割合 (認定農業者における女性数) / (認定農業者数)	%	7.3(R6)	10.0
認定新規就農者 ^{*13} の認定農業者への移行数 制度開始年度(H26)からの認定新規就農者の認定農業者への移行数(累計)	件	49(R6)	76

*8:集落営農：集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

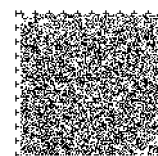
*9:家族経営協定：家族経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

*10:農業法人：稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。組織形態として、会社法に基づく株式会社や合名会社、農業協同組合法に基づく農事組合法人に大別される。

*11:雇用就農：農業法人等に雇用されて就農すること。

*12:農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組み。担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

*13:認定新規就農者：農業経営基盤強化促進法に基づき新たに農業を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」を市が認定した者。認定を受けると各種支援が受けられる。



基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保

将来にわたって生産効率の高い営農を維持するため、農業生産基盤の整備や長寿命化対策を進めるとともに、災害を未然防止・減災するための農業施設の整備・改修に取り組みます。

また、地域計画*14 を通じた地域での話合いや農地利用の見える化を進め、農地の有効利用を促進します。

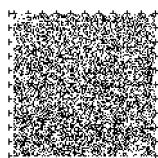
本市農業を持続可能なものとするため、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や、国の「みどりの食料システム法」に基づき環境負荷低減等に取り組みます。

1 生産基盤の整備と防災・減災対策の推進

主要施策
①農業生産性や大型農業機械導入による作業効率の向上のため、農地の大区画化、暗きよ排水及びかんがい施設、農道・用排水路等の生産基盤整備に取り組みます。
②農業用水利施設の長寿命化対策を進め、施設の機能を維持し生産基盤の安定化を図ります。
③大雨による災害の未然防止・減災効果の発揮を図るため、ため池や排水機場等の整備・改修を進めます。また、地域農業者と連携を図り、田んぼダム*15や先行排水等の用排水施設の適正管理を促進します。
④豪雨などの災害に備え、浸水防止壁・排水ポンプ等の設置の取組みに対し支援します。あわせて、災害回避に向けた啓発・促進に取り組みます。
⑤農道や用排水路、ため池などへ安全対策を施し、安全・安心な農村環境づくりを進めます。

2 農地の有効利用の促進

主要施策
①農地の有効利用と生産性向上を図り、地域農業を持続させるため、地域計画を更新し農地利用の見える化を進めます。また、「農地中間管理事業*16」や「農地銀行制度*17」の活用を図り、担い手への農地の集積・集約を推進します。
②遊休農地*18の発生防止及び再生利用のため、農地の利用状況を包括的に確認し、意向調査を的確に実施することで、関係機関で現状や課題を共有し、適切な農地活用を推進します。
③農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、農地利用の最適化を推進します。また、農地転用許可制度の適正な運用により、農地の確保と有効利用を図ります。



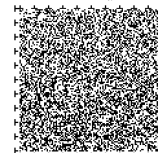
3 環境と調和した農業の推進

主要施策
①農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、地域農業者や住民との協働による活動を推進します。
②耕作条件の不利な中山間地域*19等において、小規模農家が農業生産活動を維持できるよう支援します。また、農地や農業用施設の維持・保全を推進するため集落等で取り組む活動を支援します。
③みどりの食料システム法に基づく有機農業や環境負荷低減の取組みを支援します。
④気候変動による農業生産への影響に対応するため、農業団体や県と連携し、気候変動に適応する生産安定技術・品種の導入を促進します。
⑤イノシシ、カラス等の有害鳥獣*20から農産物を守るため、侵入防止柵設置等の推進や、ICT 機器の活用による捕獲活動の強化に取り組みます。また、緩衝帯の整備等の有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めます。

<基本施策Ⅲ 指標と目標値>

基本施策Ⅲ 持続可能な生産基盤の維持・確保	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
農業水利施設等整備の達成率 (事業の年度累計) / (R8～R12年度の総事業)	%	-	100
遊休農地の面積 農地パトロール等により確認した遊休農地の面積	ha	91.2	89.5
農業・農村の持つ多面的機能の維持に取り組む 活動農地面積の割合 (多面的機能の活動農地面積) / (農業振興地域の農用地区域面積)	%	70.3(R6)	75.0
有機 JAS*21 認証面積 有機 JAS 認証の耕地面積	ha	9.65	10.9
有害鳥獣による農産物被害額 物価高騰の影響を排除し算出	千円	41,807	36,807

- *14:地域計画：農業者の高齢化や減少が進む中で、10年後を見据え、地域での話し合いにより将来の農地の利用を明確化したものの。
- *15:田んぼダム：小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を水田の排水口にとりつけて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組み。
- *16:農地中間管理事業：農地中間管理機構が、農地の貸し手から農地を借り受け、地域の担い手にまとめ、効率的に貸し付けることで、農地の集積・集約化を進める仕組み。
- *17:農地銀行制度：農地の出し手希望者と、受け手希望者のそれぞれの情報を登録し、あっせん・調整して希望が一致した者へ農地の流動化を進めるための久留米市独自の制度。
- *18:遊休農地：現在耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地または周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地。
- *19:中山間地域：山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。
- *20:有害鳥獣：人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。久留米市ではイノシシ、タヌキ、カラスが主である。
- *21:有機 JAS：JASとは Japanese Agricultural Standards の略で、農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格。有機 JAS は有機農産物や有機加工食品等を対象とし、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準に基づき認証される。



共通施策 食料・農業・農村の理解促進

県内トップクラスの農業都市としての認知度やブランド力の向上を図るため、教育や商工分野などの関連団体・関連産業と連携し、久留米市の農業や農産物、農村の魅力を発信します。

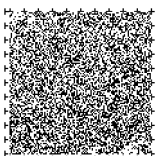
また、農業の公益的機能や地産地消^{*22}の推進等を通じて、市民の食料・農業・農村に関する理解促進を図ります。

1 「農業都市・久留米」の魅力発信によるブランド力向上

主要施策
①久留米産農産物の魅力をアピールするため、消費者や市場関係者を対象に、農産物マルシェの開催や都市圏でのトップセールス、メディアの積極的な活用など、効果的な情報発信に取り組み、ブランド力向上に繋がります。
②久留米の農業や農産物の認知度を高めるため、知名度と発信力の高い「くるめふるさと大使 ^{*23} 」の活用や市民が自ら発信できる仕組みづくりなど、農業都市久留米の魅力発信に取り組み、ブランド力向上に繋がります。
③年間160万人を超える来場者がある「道の駅くるめ」において、農産物や地域資源の情報発信を通じて、久留米産農産物や農村地域の魅力向上に取り組みます。また、情報発信拠点としての機能強化を図ります。
④緑花木のブランド力向上や需要を喚起するため、「久留米市世界つつじセンター」や「久留米つばき園」等を活用するとともに、「くるめ緑花センター」と連携し、市の花木である「久留米つつじ」や「久留米つばき」等の魅力発信に取り組みます。

2 地産地消を通じた魅力発信

主要施策
①市民に久留米産農産物に愛着を持ってもらい、積極的な消費を促進するため、情報の提供や啓発に努めます。また、道の駅や小売店等で久留米産農産物の表示を強化するなど、購入しやすい環境整備を進めます。
②久留米産農産物の消費拡大や理解促進を図るため、教育委員会や商工団体、様々な分野と連携し、学校や飲食店、市内事業所等への導入を促進します。また、地産地消を通じて、「食」と「農」の魅力発信に努めます。
③中央卸売市場において、卸売業者と連携し、市場関係者や出荷者と意見交換を行うなど、久留米産農産物の集出荷機能の強化を進めます。



3 食料・農業・農村に関する理解促進

主要施策
①県内最大の農業生産地であり約30万人の市民（消費者）が居住する「農業都市・久留米」の特徴を活かして、食育を推進します。
②農業の役割や重要性に対する理解促進のため、「農業まつり」などで生産者と消費者の交流を行います。また、学童農園*24など、子どもの頃から農業に触れる機会を設け、食と農に対する理解を促進します。
③農業・農村の持つ多面的機能の理解促進を図るため、子どもたちを始めとする若い世代への周知・啓発に取り組むとともに、農業者や農業団体等と連携し、情報発信の強化に取り組めます。
④農業体験（くる農）や農家民泊（泊まらん農）の情報発信を強化することで参加者を増やしていくとともに、農村地域、農業や農産物への理解促進に繋げていきます。

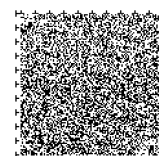
<共通施策 指標と目標値>

共通施策 食料・農業・農村の理解促進	単位	基準値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
農業都市・久留米の認知度 福岡都市圏・農業まつりでのアンケート調査において「知っている」の割合	%	62	70
久留米産農産物を食べるよう意識している市民の割合 くるモニアンケートにおいて「意識している」「どちらかといえば意識している」の割合の合計	%	51.7	65
学童農園参加割合 学童農園事業の参加小学校数の割合	%	86.4(R6)	100
農業・農村の持つ多面的機能の認知度 くるモニアンケートにおける「知っていた」の割合	%	57.4	65

*22:地産地消：地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組み。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会の構築に寄与する。

*23:くるめふるさと大使：久留米市の魅力を広く発信し、市の認知度や都市イメージの向上や市政への有益な情報の提供を得るため、久留米市にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方を大使に委嘱している。

*24:学童農園：小学児童たちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者やJA、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の話などを行うもの。



(1) 農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割

計画に基づいて、施策や事業を展開し、目標を実現するためには、農業者や農業団体、市民、事業者が計画の内容を理解し、各自が役割を認識した上で、主体的に計画を推進していく必要があります。

条例に規定されている農業者及び農業団体の責務、市民の役割、事業者の役割を踏まえた上で、計画の基本的考え方である『市民みんなで参加する久留米の食と農』を実践するための農業者、農業団体、市民、事業者、市の責務や役割について以下に示します。

農業者の責務

農業者は、安全な農産物や農産加工品を生産・供給する主体です。市内出荷や積極的な情報発信、消費者ニーズの把握により、市民の理解促進や信頼確保を図るとともに、市民との交流により農業や農村の大切さを伝える責務を有します。

また、農地や農村環境を守っていく主体でもあり、農地や農道などの農業生産基盤施設の適正な維持管理により、農業・農村の多面的機能を保全する責務を有します。

さらに、将来にわたって持続的に農業を発展させる主体として、収益性の高い農業への経営改善を進め、次世代への技術や知識を継承する責務を有します。

農業団体の責務

農業協同組合などの農業団体は、農業者の経営の安定化や生産性・品質の向上などの競争力の高い産地育成に努め、安定的に農産物・農産加工品を供給する責務を有します。

市民の役割

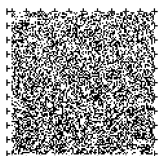
市民は、農業関連情報を積極的に収受し、農業者との交流による相互理解に努めるとともに、農業や農村の持つ多面的機能への理解を深めます。また、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に参加し、久留米産の農産物を積極的に消費するなど、本市の農業を支える役割を担います。

事業者の役割

事業者は、農業や農村の重要性を認識し、久留米産の農産物や農産加工品の積極的な利用や消費者への提供を推進するとともに、農村環境や農業生産基盤施設の維持保全活動に協力するなど、本市の農業振興に参加・協力する役割を担います。

市の責務

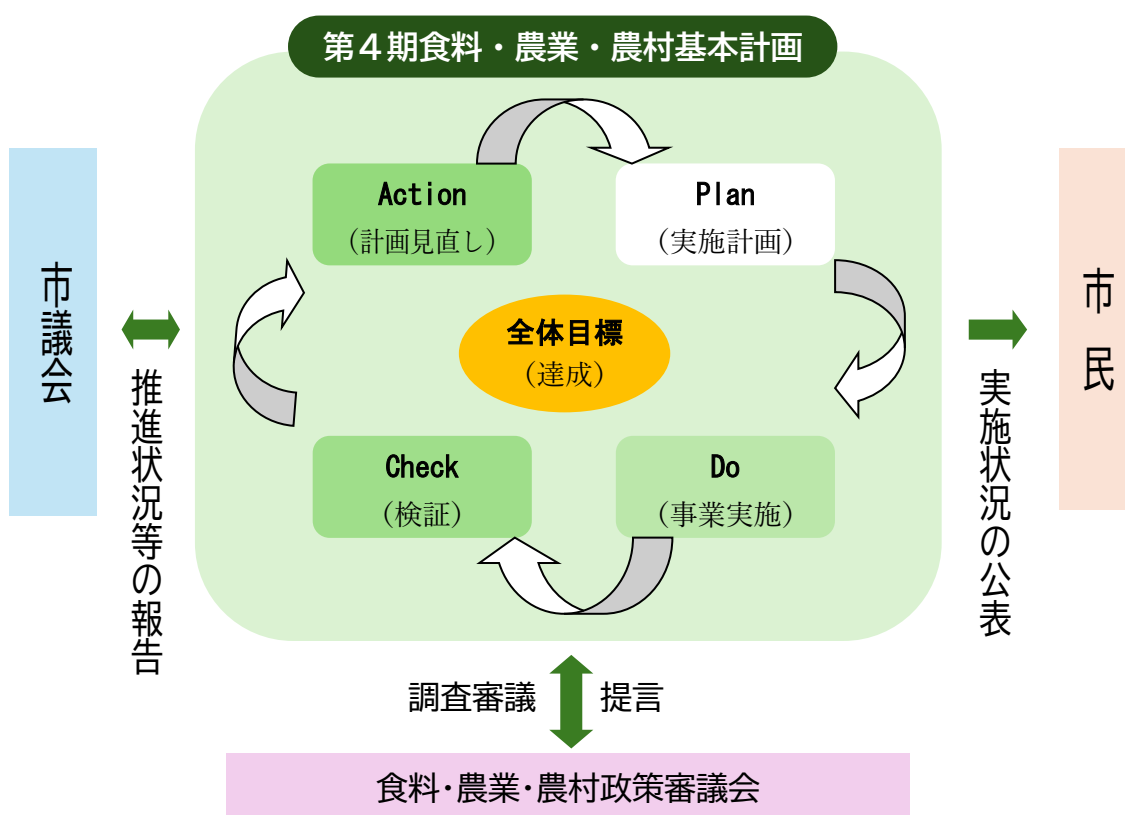
市は、農業者や農業団体、市民、事業者、国や県などと連携し、計画に基づいて、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策・事業を着実に推進する責務を担います。



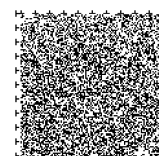
(2) 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、市の実施計画をまとめ、計画的に推進します。その事業実績や効果を定期的に検証し、市議会や食料・農業・農村政策審議会に報告するとともに、必要に応じて実施計画を見直す、いわゆるPDCA^{*25}の考え方により進行管理を行います。

なお、計画の推進にあたっては、農業者・農業団体や市のみならず市民、事業者などの理解や支援が不可欠であるため、計画の進捗状況等について市ホームページ等で広く市民に公表します。



*25:PDCA : Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し行いながら、継続的に業務改善を行う手法。



第4期
久留米市食料・農業・農村基本計画

(資料編)



1. 久留米市食料・農業・農村基本条例

(平成 16 年 3 月 30 日久留米市条例第 11 号)

(前文)

久留米市の農業は、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な大地のもとで、先人たちの英知と努力によって様々な困難を乗り越えながら、多彩な農産物を生産し、県内有数の産地を形成してきた。

農業及び農村は、水と土を大切にしながら農産物を生産し、生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全等の多面的な機能を発揮する役割を担い、市民生活に大きな恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年、経済の国際化、農産物貿易の自由化、都市化の進展、食生活の多様化を背景に、農業者の減少や高齢化、農地の減少、食料の安全性への懸念等の食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後、本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深め、地域で生産される農産物の域内での消費の促進を図ることが大切である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、性別・年齢を問わず農業者一人ひとりの持てる力が発揮され、安全で安心できる農産物の生産、流通及び消費が図られ、もって本市の農業及び農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対す

る理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有する自然と人間との共生の場として整備され、及び保全されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第 4 条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第 7 条 市は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を、食料、農業及び農村の基本的な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

(1) 消費者が安全で安心できる農産物入手し、食及び農に対する信頼感を持つために必

要な産地情報の提供等の施策

- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に対する教育等による健全な食生活への理解の促進及び地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の継承に必要な施策
- (3) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤である生産ほ場、農道及び農業用排水路等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 効率的で安定的な農業経営体を基本に、女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産及び産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営及び競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに消費者の連携強化による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 産学官共同によるバイオテクノロジー等の農業関連技術の研究開発及び製品化に必要な施策
- (9) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排せつ物等有機物資源の有効利用による土づくり等に基づく環境保全型農業及び有機農業の推進に必要な施策
- (10) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (11) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による農村における女性の持てる力が発揮される男女共同参画社会の確立に必要な施策

(食料・農業・農村基本計画の策定)

- 第8条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう

十分に配慮するとともに、第11条に規定する久留米市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、食料、農業及び農村をとりまく情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、毎年、公表するものとする。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村政策審議会)

第11条 市に久留米市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

2. 久留米市食料・農業・農村政策審議会 委員名簿

任期：令和6年5月17日～令和8年5月16日

※令和8年3月末現在

区分	所属団体・役職等	氏名
学識経験者	中村学園大学 栄養科学部フード・マネジメント学科 教授	◎福田 晋
学識経験者	福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センター センター長	國武 みどり
学識経験者	株式会社 日本政策金融公庫福岡支店農林水産事業 事業統轄	梶山 泰治
学識経験者	株式会社筑邦銀行 コンサルティング本部 金融コンサルティンググループ 主任調査役	永松 寿夫
農業者・農業団体	J Aくるめ 営農経済担当常務理事	中村 正寛
農業者・農業団体	J Aくるめ青色申告会 会長	野村 勝浩
農業者・農業団体	J Aくるめ青年部 部長	宇佐川 直
農業者・農業団体	青年就農者、中村果樹園（フルトリエ）	中村 美紗
農業者・農業団体	久留米市農地利用最適化推進委員	田中 弥生
農業者・農業団体	福岡県女性農村アドバイザー	行徳 通子
農業者・農業団体	福岡県女性農村アドバイザー	小川 絹代
農業者・農業団体	有限会社 千広農産 代表取締役	稲吉 広樹
農業者・農業団体	女性農業者、集落営農組織農事組合法人城島北部	中園千代子
農業者・農業団体	久留米市農業委員、農事組合法人田川西生産組合副組合長	田川 政文
農業者・農業団体	くるめ緑花センター協同組合 代表理事	高良 剛寿
消費者団体	スローフード協会筑後平野 監事	○吉永美佐子
消費者団体	NPO法人 久留米ブランド研究会 事務局長	矢次恵美子
食品産業	久留米青果株式会社 参事	豊福 繁利
食品産業	一般財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 道の駅くるめ 駅長	橋本 浩子

(◎会長、○副会長)

3. 第4期計画策定の経過

6回にわたる審議会での調査審議、久留米市議会経済常任委員会での調査審議、パブリックコメントによる市民の意見募集などを経て、令和8年3月に策定しました。

令和7年	5月	久留米市食料・農業・農村政策審議会へ「次期計画の策定について」 諮問
		久留米市食料・農業・農村政策審議会 第1回審議：第4期計画策定の考え方、スケジュール
	7月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第2回審議：第3期計画の総括
	8月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第3回審議：第4期計画の検討（全体目標、施策体系、基本施策）
	10月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第4回審議：第4期計画の検討（主要施策、目標指標）
	11月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第5回審議：第4期計画の検討（主要施策、目標指標・数値）
令和8年	1月	久留米市議会経済常任委員会所管事務調査 「第4期久留米市食料・農業・農村基本計画の策定について」
	2月	第4期計画素案へのパブリックコメント募集 （1月29日～2月27日、3人及び1団体 16件）
	3月	久留米市議会経済常任委員会協議会報告：パブリックコメントの結果報告
		久留米市食料・農業・農村政策審議会 第6回審議：パブリックコメントの結果報告、答申案
	久留米市食料・農業・農村政策審議会から「第4期計画の策定について」答申	
	第4期久留米市食料・農業・農村基本計画策定	

4. 久留米市の特性

(1) 久留米市の概要

本市は、九州の北部、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約 40 キロメートルの距離にあります。市域は東西 32.27 キロメートル、南北 15.99 キロメートルと東西に長い形状を示し、行政面積は 229.96 平方キロメートル、人口約 30 万人を有する福岡県南部最大の都市です。

また、鉄道や高速道路網のクロスポイントに近く、博多駅まで新幹線で 17 分、福岡空港まで高速バスで約 60 分と、九州内はもちろん、国内外への移動に便利な交通の要衝となっています。

そのため、古くから、ゴム産業をはじめとする工業、商業、金融業などが栄え、県南の中核都市として発展してきました。

地勢は、市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっています。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な沖積平野の平坦地に続いています。

土地利用の状況は、総面積 22,996 ヘクタールのうち、農業振興に重要と位置づけられる農用地区域の農地として市域の約 32%にあたる 7,277 ヘクタール（令和 7 年 12 月末現在）を指定しています。

気候は、内陸型の有明気候区に属し、気温の年較差や降水量の年変化が大きいものの雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。



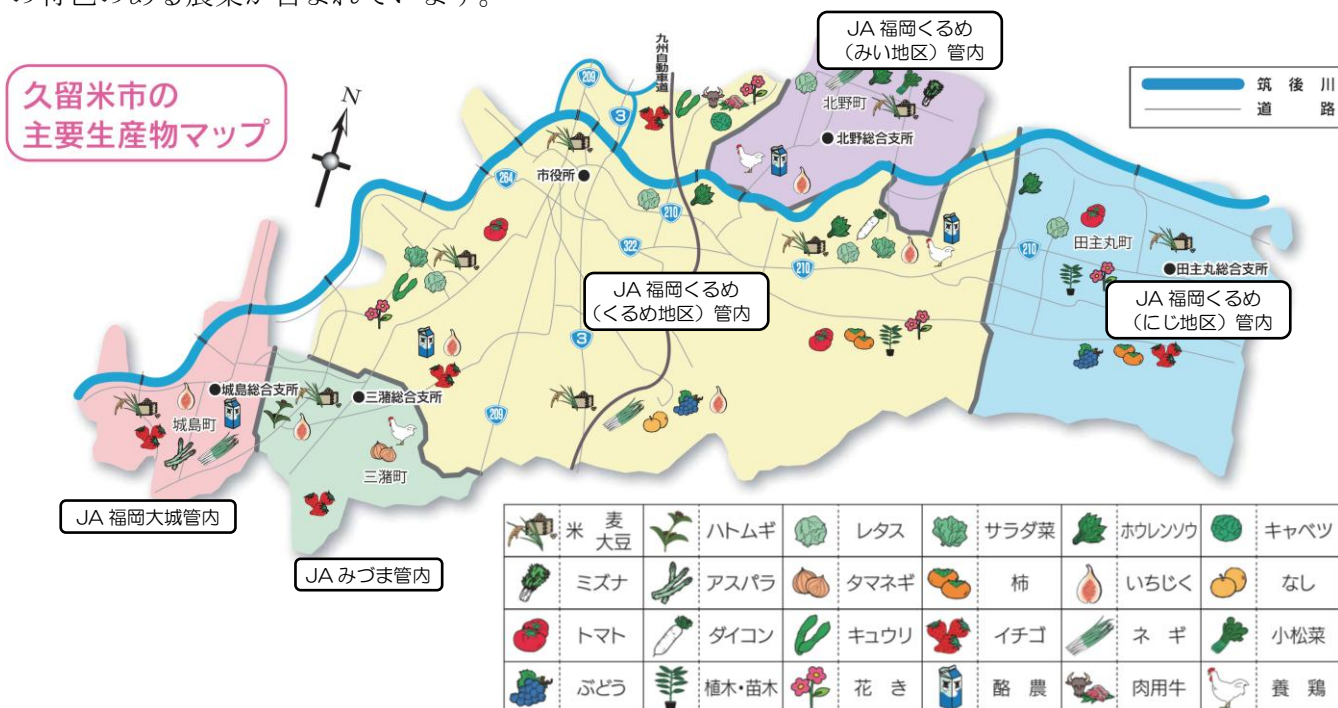
(2) 農業の概要

本市は、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な大地のもと、米麦大豆をはじめ、野菜、種苗苗木類、畜産、花き、果実など多様な農業が営まれる県内最大の農業都市です。

農林水産省が公表している農業産出額は、福岡県内1位で、様々な品目において県内で高いシェアを誇っています。

地域別にみると、平野部を中心に米麦大豆、野菜、花き、畜産など様々な農業が営まれています。東部では果樹や植木苗木、北部では肥沃な土壌で100種類を超える野菜など多種多様な農産物が生産されています。なかでも施設園芸が盛んであり、利用集積により規模拡大が進展しています。西部では豊富な水資源を活用した米麦大豆などの土地利用型農業やイチゴ、青ネギ、アスパラガスなどの高収益型農業に取り組まれています。

また、市内には3つの総合農協（JA福岡くるめ、JA福岡大城、JAみづま）が存在し、地域の特色のある農業が営まれています。



久留米市の農業産出額と品目別割合（令和5年）

	米麦大豆	野菜	果樹	花き	その他	畜産	合計
農業産出額（億円）	43	134	27	40	29	37	310
占有率	14%	43%	9%	13%	9%	12%	100%

福岡県内順位

1位 久留米市
[310億円]

2位 八女市
[268億円]

3位 糸島市
[191億円]

①米麦大豆

主要農産物である米は、『ヒノヒカリ、元気づくし、夢つくし』などを中心に3,400ヘクタールの水田で年間18,200トン（令和7年）を生産しています。これは、県内第1位の生産量を誇り、シェア約10%を占めます。

米の生産においては、集落営農組織や認定農業者を中心に、トラクターやコンバイン等の大型機械の共同利用や共同の病虫害防除を行うなど、効率的な経営が行われています。

また、近年は、主食用米に加えて牛の粗飼料となるWCS（ホールクロップサイレージ）の生産が増えており、548ヘクタール（令和7年）で生産されているところです。

麦は、水田の裏作（冬季）で生産され、『シロガネコムギ』や『チクゴイヅミ』、福岡県が開発した日本で初めてのラーメン用小麦（通称：ラー麦）『ちくしW2号』などの小麦や、焼酎・みその原料となる『ハルシズク』などの大麦が生産されています。

大豆は、国の新たな米政策に伴う米の需給調整等により、米を作付けしない水田を有効に利用するため、631ヘクタールの水田で846トン（令和7年）を生産しており、シェア約9%を占めています。



大型コンバインによる稲刈作業



福岡県が開発した大豆「ふくよかまる」



米麦等の乾燥調整施設（カントリーエレベータ）

②野菜

野菜の生産は、市内全域で多種多様な野菜が生産されています。露地栽培のリーフレタスやほうれんそう、たまねぎ、カブなど、施設栽培ではサラダ菜やイチゴ、小松菜、みずな、きゅうりなどが生産されており、国・県の事業等を活用してハウスなどの施設や機械の導入など生産基盤整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地の育成・拡大が図られています。

北部を中心に雇用型農業が定着し、大規模にハウスでの周年栽培をされており、施設園芸の一大産地になっています。

これらの野菜の多くは、JAや市場を通じて、東京・大阪・福岡などの大消費地に出荷されており、近年では、市とJAが連携して大消費地に対するPR活動を進め、久留米産農産物の認知度向上を図っています。

特に、サラダ菜やリーフレタス（非結球レタス）の生産量は、県内で高いシェア率を持ち、サラダ菜は約94%、リーフレタスは約69%となっており、全国でもトップクラスを誇る競争力のある農産物としてブランド化に取り組んでいます。



③果樹

果樹は、耳納北麓を中心に、ブドウやナシ、柿、イチジクが栽培されています。

ブドウやナシでは施設栽培が導入されています。ブドウでは、『巨峰』をはじめ、近年では『ピオーネ』や『シャインマスカット』の生産が盛んです。ナシでは『幸水、豊水、新高、新興』などが栽培され、特に藤山町で生産されているナシは、「藤山なし」のブランドで販売されています。柿では、『西村早生、松本早生富有、早秋、太秋、富有』などが栽培されていますが、近年では福岡県が品種開発した種がほとんどない甘柿の『秋王』の栽培も増えてきています。

さらに、JAや市場等を通じた販売だけでなく、耳納山麓地域を中心にブドウや柿の観光農業、民泊も盛んであり、福岡都市圏などの消費者へ向けたPRや、魅力づくりを推進しています。



④植木苗木・花き

草野町、山本町から田主丸町までの耳納北麓地域を中心に、クルメツツジ、ツバキ、サツキ、モミジ、果樹苗木など多種多様な植木苗木が生産され、卸売市場や個人出荷等を通じて全国に出荷されています。また、田主丸町を中心に生産されている柑橘果樹苗木の生産量は全国的に高いシェアを誇っています。

しかし、街路樹や公共施設の植栽などの需要の減少、消費者ニーズの変化によって、植木苗木の販売額は減少傾向であり、ニーズに即した品種や生産方法の転換が必要となっています。

ツツジやツバキでは、「久留米市世界つつじセンター」や「久留米市世界のつばき館」、「久留米つばき園」などを拠点とし、ツツジ、ツバキのPRを進めるとともに、新たな品種開発や育種に取り組んでいます。

花きでは、カーネーションやユリなどの切り花、シクラメンなどの鉢物の生産が盛んです。



⑤畜産

地元で育てた牧草を利用して、古くから乳用牛や肉用牛を中心に採卵鶏などの畜産が盛んに行われています。特に、乳用牛の飼養頭数は県内1位を誇り、「博多和牛」や「はかた地どり」のブランド肉も県内で有数の産地となっております。

しかし、生乳価格の低迷や飼料価格の高騰等により、農家数、飼養頭数とも減少傾向であり、品質の向上や自給飼料の拡大による生産コストの低減などの、経営体質の強化が図られているところです。

また、畜産農家から出される糞尿から堆肥を生産し、稲作農家から出される稲わらと交換するなど、資源を有効活用した「耕畜連携」による循環型農業が行われています。



5. 久留米の農業を映像で！

久留米産農産物プロモーション動画

久留米の農業の素晴らしさを知ってもらい、もっと久留米の農産物を食べてもらうために、農産物のプロモーション動画を「YouTube」で配信しています。

軽快なオリジナルソング「くるめさん、ぐるめさん」にのせて、約40品目もの久留米産野菜や果物、子どもたちが野菜を食べる様子など、久留米の農業の魅力を凝縮した映像が満載です。



くるめさん ぐるめさん



で検索または、
下のQRコードからアクセス

